

情報ファイル

Information file



相談

人権相談

児童や高齢者の虐待、差別など市民の基本的な人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵害された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市では法務大臣から委嘱された5人の委員が相談を受けています。

相談日 毎月第1木曜日
午後1時～3時

ところ 市役所1階相談室

問合せ先

困市民生活グループ

☎052-11111 (内線264)

消費生活相談

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行います。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

相談日 毎月第2金曜日

午後1時～4時

ところ 市役所1階相談室

問合せ先

行政相談

10月20日(月)から26日(日)は、行政相談週間です。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。

問題を解決するため、相談に応じて、助言などを行います。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

相談日 毎月第1木曜日
午後1時～3時

ところ 市役所1階相談室

問合せ先

困市民生活グループ

☎052-11111 (内線264)

一日合同行政相談所

総務省中部管区行政評価局では、「行政・法律なんでも相談所」を開設します。

年金・登記の行政相談を始め、税金に関する相談、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

とき 10月24日(金)

午前10時～午後3時

困市民生活グループ
☎052-11111 (内線264)

ところ ナディアパーク3階

デザインホール(地下鉄栄

駅7・8番出口から徒歩7分、

地下鉄矢場町駅5・6番出口

から徒歩5分 矢場公園北

隣)

問合せ先

総務省中部管区行政評価局

(名古屋合同庁舎第2号館)

☎052-197217415



各種申請書などの作成を
他人に依頼するときは
注意してください

県や市町村などの官公署に提出する各種申請書、届出書などについて、他人にその作成を依頼、相談、あるいはそれらの書類を官公署に提出する手続の代理を依頼することがありますが、こうしたときのために、行政書士制度があります。

行政書士は、行政書士会の会員として、行政書士法に基づき次の業務を行っています。

①官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類

(実地調査に基づく図面類を含む。)の作成

②①の書類を官公署に提出する手続の代理

③行政書士が作成することができる書類の契約代理

④①の書類の作成についての相談

行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て①の業務を行うことは、行政書士法により禁止されており、それに違反した場合は罰せられることとなります。

官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは、以上のことに注意してください。

行政書士についての問合せ先

・愛知県総務部法務文書課

☎052-195416023

(内線2136)

・愛知県行政書士会

☎052-193114068



節電にご協力ください

© TM Co., Ltd. フォント - BANK http://www.templatebank.com/